

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局
政策企画調査官（技術動向調査担当）（非常勤一般職国家公務員）募集要項

令和7年6月5日

今般、原子力委員会の庶務を担い、原子力の研究、開発及び利用に関する調査、企画、立案等を行っている内閣府科学技術・イノベーション推進事務局組織において、技術動向調査担当の政策企画調査官として勤務いただく方を募集いたします。

1. 採用内容

職名：政策企画調査官（非常勤）

採用予定者数：1名

採用予定日：令和7年7月15日（採用日は相談に応じる）

2. 原子力委員会と参事官（原子力担当）組織の概要

我が国の原子力の研究、開発及び利用は、これを平和の目的に限り、安全の確保を旨とし、民主的な運営の下に、自主的にこれを行い、成果を公開し、進んで国際協力に資するという方針で、将来のエネルギー源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目指して行うことを定めた原子力基本法が制定されて、本格的に始まりました。

原子力委員会は、原子力基本法、原子力委員会設置法に基づき原子力の研究、開発及び利用に関する国の政策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るために内閣府に設置された機関です。

原子力委員会では、国の原子力政策の企画、審議、決定、関係行政機関における事務の調整等を行っています。具体的には、我が国の原子力政策の方向性を示した「原子力利用に関する基本的考え方」の決定、「原子力白書」の作成、原子力利用に係る考え方・見解の発出、法令に基づく意見の提示、国際原子力エネルギー協力フレームワークやアジア原子力国際協力フォーラムへの参加・貢献等の国際的な活動等です。最近の具体的な活動については、原子力委員会のホームページ（<https://www.aec.go.jp/>）を御参照ください。

原子力委員会の庶務を担っている内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）付の政策企画調査官には、原子力委員会の活動、関連する活動の情報公開や説明等を円滑に進めるために必要な事務のうち、技術的・専門的な知識と経験を踏まえた業務を行っていただくとともに、他の職員が行う業務に対し、助言や知識の共有を行っていただきます。

なお、具体的な業務の実施に際しては、個人の専門性、経験等を勘案しつつ、必要となる業務内容を随時指定させていただき、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官の監督のもと、当該業務を担当する参事官（原子力担当）の指揮に従い、必要とする業務に携わっていただきます。

3. 業務内容（技術動向調査担当）

原子力や放射線利用等に関する研究開発動向、エネルギー利用動向に係る調査・分析業務、原子力委員会が行う各種会議・シンポジウム等の開催支援等。

※場合によっては海外出張（仏国等4日間）のご相談

4. 応募資格

以下の（１）～（３）の全ての条件に該当する者。

- （１） 大学卒業程度の学歴又はこれと同等以上の学力を有し、Word、Excel、PowerPoint、Outlookなどのソフトウェアの使用経験があり、不自由なく操作できること。
- （２） 原子力関連の業務に5年以上従事した経験を有した上で、以下①～⑤のいずれかを満たしていること。
 - ① 原子力発電施設、核燃料サイクル関連施設、放射性廃棄物処理・処分施設、原子力関連実験施設、高エネルギー放射線発生施設等の設計、運転、保守等に関する知識を有していること。
 - ② 原子力発電・核燃料サイクルの経済性の調査・分析等に関する知識を有していること。
 - ③ 原子力の平和利用、核不拡散政策等に関する知識を有していること。
 - ④ 原子力行政機構、原子力関連政策・施策等に関する知識を有していること。
 - ⑤ 英語文献の収集・精査など、海外の動向調査に必要な英語力を有していること。
- （３） 健康状態が良好で、当該任期期間にわたり、継続して勤務が可能であること。

なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 勤務条件

身 分：一般職国家公務員（非常勤）

勤 務 地：内閣府（中央合同庁舎8号館6階）（東京都千代田永田町1-6-1）

勤務時間：週5日（月～金）

1日5時間45分（10：00～12：00及び13：30～17：15）

土、日、祝日及び年末年始は休み（ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認めた場合は勤務とする）

任 期：原則として採用日から2年間

給 与 等：月額17,300円（月額は見込み。）

※通勤手当を支給（月額上限150,000円）マイカー通勤不可

※上記の金額は、法令等の施行及び改正に伴って変更する場合がある

※賞与・昇給なし

※給与は、原則翌月16日に支給

※年次有給休暇は6か月経過後に次の1年間分として10日間付与
（全勤務日の8割以上出勤した場合）

6. 加入保険等

健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険は加入要件に従う

7. 応募方法

（1）提出書類

① 履歴書

写真（6ヶ月以内に撮影したもの）貼付。職務経歴（期間、勤務先、職種、業務内容等）、日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記。

② 志望理由（A4横書き、1,000字以内。希望する担当を明記した上で、御自身の知識・経験、技術・専門分野等についても記載してください。）

③ 職務経歴書

（これまでに従事したこととなる職務の内容を具体的に記述したもの。A4横書き。なお、研究業績等に関する経歴事項がありましたら著書・論文等、表彰・賞罰等についてA4横書きにて別途ご提出ください。また、国外の原子力関係機関での業務経験があれば記述下さい。）

④ 英語力を証明できるものの写し1通

（TOEIC公式認定証（写）、英検合格証明書（写）等）

※応募書類は返却いたしません。書類は選考のみに使用し、当方にて責任をもって廃棄します。

※封書に「原子力担当 技術動向調査応募書類在中」と朱筆のこと。

（2）提出方法

郵送（書留）

（3）提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館6階
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 参事官（原子力担当）付

（4）提出期限

令和7年6月19日（木）必着（持ち込み不可）

8. 選考方法

書類選考の上、面接を行うこととなった方のみ、後日、日時・場所等を御連絡いたします。

9. お問い合わせ先

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 参事官（原子力担当）付

担当：中村（智）、黒石

電話：03-6257-1315（直通）

03-5253-2111（代表）（内線36414）

10. その他

採用後は、『マイナンバーカード』を身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。